

企 発 第 173 号
平成 18 年 12 月 20 日

企業会計基準委員会 御中

社団法人 日本貿易会
経 理 委 員 会

「四半期財務諸表に関する会計基準（案）」、
「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針（案）」に関するコメントについて

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

11 月 1 日に貴会より公表されました論点整理につきまして、当会において検討致しました結果、次の通り意見を提出させていただきますので、今後の審議においてご配慮頂きたく、よろしくお願ひ申し上げます。

敬具

四半期報告制度について

- ・ 会計基準（案）第30項(2)「開示時期は、四半期終了後、最低限45日以内」とした上で、出来る限りその短縮化を図る」としているが、本前提は金融審議会報告書で示された考え方であり、これを受けて企業会計基準委員会の中では45日以内で更にどの程度の短縮化を考えているのかを明示いただきたい。
(利用者の開示ニーズ、国際的な動向等勘案の上、ということになるろうかと思われるが、システム開発、人材の手当等の検討を強いられる作成者側で動揺を招く可能性あり配慮が必要と考える。)
- ・ 会計基準（案）第30項(6)③にて「必要に応じて単体情報についても開示されること（特に、第2四半期）」とあるが、このような金融審議会報告書で示された前提がある一方で、第6項ただし書きにて「四半期連結財務諸表を作成する場合には、四半期個別財務諸表の開示は要しない」とされ、単体情報の第2四半期は開示不要となっている。前提から結論に至るまでの過程が説明されておらず、本基準の中で、一部個別単体情報については開示を求めることになるのかどうか含みを持たせるような記載になっていると考えられることから、結論の背景にて本件の説明をお願いしたい。
- ・ 四半期報告書制度に基づく「法定四半期報告内容」と、証券取引所の要請に基づく「四半期財務・業績の開示内容」について、事前に開示内容のすり合わせを行っていただき

たい。

四半期財務諸表の範囲について

- ・ キャッシュフロー計算書については実務の作業負担を考慮し、省略可能とするか、簡便的な方法で開示できるように検討いただきたい。
- ・ 四半期損益計算書の開示対象期間を四半期会計期間と期首からの累計期間並びに前年度におけるそれぞれ対応する期間としているが、四半期財務諸表の導入において、開示の適時性を強く求めていること（45日以内での開示を前提としている）及び、過去に公表された財務諸表の入手が容易なことから、四半期会計期間（3ヶ月情報）の開示を省略可能と出来るように配慮願いたい。また、四半期会計期間（3ヶ月情報）の開示については、現行の経営指標等の記載の様式において主要項目のみを開示する方法等も再考願いたい。

会計処理について

会計基準（案）45項について

- ・ 外貨建収益及び費用の外貨換算については、「在外子会社等を通じた海外事業のウェートが高く、為替相場の変動の影響を大きく受ける場合において、累計差額方式を採用し、かつ、為替換算方法に期末日レートや6ヶ月平均又は年平均の換算レートを用いているのは、経済的実態を誤らせる可能性があるため、月平均や3ヶ月平均などの他に認められている換算方法を選択することが考えられる」との記載がある。
しかしながら、換算レートに期末日レート等を使用することは、外貨建取引等会計処理基準において認められているものであり、実務の便を考慮しても無条件に認められるべきものであると思料する。
特に、四半期毎の売上の変動があまりない場合は、累計差額方式を採用し、かつ、6ヶ月平均や年平均の換算レートを使用していても、特に経済的実態を誤らせる可能性は低いと考えられるので、このような事情についても基準上考慮すべきと考える。
仮に、年度決算において期末日レート等を用いた外貨換算を行っている会社が、当ルールに従い、四半期決算においてはそれぞれの3ヶ月平均レートを用いて外貨換算を行った場合、（為替変動が大きいと）第3四半期までの累計情報と年度決算情報との連続性が損なわれる可能性がある。

適用指針(案)21項「連結財務諸表における重要性が乏しい連結会社における簡便的な会計処理」について

- ・ 当該項の趣旨を鑑みれば、なお書き部分はない方が良く考える。

適用指針(案)24項、25項、26項「退職給付引当金」について

- ・ “四半期会計期間又は期首からの累計期間”と“四半期会計期間及び期首からの累計期間”の意味するところが分かりにくいように思われる。

まず、退職給付費用、次に数理計算上の差異、過去勤務債務について、“発生した年度に全額費用処理する会計方針を採用している場合”とそうでない場合等に分けて、各々の場合の処理を記述した方が良いように思われる。

また、適用指針(案)97項のまた書き「また、数理計算上の差異を発生年度から費用処理する場合、・・・第4 四半期に1 年分の費用処理額が計上・・・」については、企業において可能であるなら、第4 四半期に1 年分の費用処理額を計上することに加えて、当該年度の各四半期に配賦する処理も可能として頂きたい。

適用指針(案) 30 項「未実現損益の消去における簡便的な会計処理」について

- ・ 未実現損益の消去に係る税効果において、連結消去に係る一時差異の金額については、毎四半期累計の課税所得額(税引前四半期利益)が限度となるのかを明確にするか又は、税効果会計の実務指針の整備をして頂きたい。

注記について

- ・ 注記項目のうち、「重要な会計方針の変更」についてはその旨注記することを求めているが、そもそも「重要な会計方針」に関する記載を求めているように思われる。会計基準第 40 項の四半期決算手続きにおける「四半期決算手続として、「四半期単位積上げ方式」、「累計差額方式」、「折衷方式」のすべてを容認し、その選択は財務諸表作成者に委ねることとした」といった点や、適用指針(案)第 4 項における有価証券の減損に係る切離し法と洗替え法の選択)など、作成における重要な事項に関する開示が十分ではないと思われる。従い、任意選択とした以下の四半期財務諸表の会計処理については、投資家保護や比較可能性を保つ為にも採用した会計処理が判るように注記にて開示すべきと考える。

- ・ 積上げ方式or累計差額方式or折衷方式の選択
- ・ 原価差異の繰延処理
- ・ 後入先出法における売上原価修正
- ・ 有価証券及び棚卸資産の減損処理に係る切放し法と洗替え法
- ・ 簡便的な会計処理(税金費用の計算等)

会計基準(案)19項 (2)、(3)、(4)について

- ・ 「「コメント募集及び概要」P16のケース1①当期(Q2での開示)の「会計基準案第19 項(3)及び第25 項(2):Q1 をB で行った場合の影響額を記載」については、翌年度の対前期比較において記載することとし、Q2の時点での開示は不要として頂きたい(ケース2についても同様)。

会計基準(案) 19項(6)について

- ・ 「簡便的な会計処理及び四半期特有の会計処理を採用している場合には、その旨及びその内容」については、「簡便的な会計処理」の趣旨に鑑みて、重要な場合に注記することとして頂きたい。

また、「四半期特有の会計処理」は、四半期財務諸表において認められた会計処理であり、基本的に注記は不要と考える、また、仮に注記をするとしても、重要な場合に注記することとして頂きたい(個別財務諸表についても同様)。

会計基準(案) 第19項(7)について

- ・ 「地域別セグメント」及び「海外売上高」の開示が求められているが、地域別の経営管理をしていない場合などは、当該情報は有用な情報を投資家に必ずしも提供しているとはいえないことから、あくまでセグメント情報は経営管理として使用しているものを開示し、「地域別セグメント」及び「海外売上高」などは、任意開示項目としていただきたく、検討をお願いしたい。

また、損益項目についても、「売上高」「営業損益」と限定せず、企業の業態に合わせた開示科目の選択(たとえば、「売上総利益」と「経常利益」を開示するなど)できる余地を残していただきたい。

会計基準(案) 19項(16)について

- ・ 注記事項として、「重要な保証債務 その他の重要な偶発債務」については、金額及びその内容(種類及び保証先など)を記載することが求められているが、実務の便を考慮して、開示不要としていただくか、前年度末の金額と比較して著しい変動があった場合に限定して頂きたい。

会計基準(案) 19項(17)について

- ・ 企業結合・事業分離の注記事項については、適時開示の観点から、必要最小限の開示とするよう検討をお願いしたい。

会計基準(案) 19項(21)、25項(20)、適用指針(案) 81項

- ・ 「著しい変動」とあるが、業種・業態・規模によりその度合いが異なるので、作成側に混乱を招く可能性はないか。影響の度合いを考慮した開示の作業であれば、実務作業量は変わらないと思われるので予め省くことが可能な注記事項は明示すべきと考える。

また、リース、担保、デリバティブについては実務上の作業負担を考慮し、開示不要の方向で検討をお願いしたい。

年度における四半期財務情報に係る開示について

- ・ 会計基準(案)第68項において、「米国同様に、四半期会計期間ごとの売上高や純損益等の限定的な情報を年度の監査対象外の財務情報として記載することが適当であると考えられる」とあるが、強制力は持たず企業の自主判断に委ねるといふことかどうか、開示方法はどのように開示するのか等、実務の観点から、より具体的な説明記載が必要と考える。

その他

- ・ 「コメント募集及び概要」P12 「第2 四半期会計期間(3 か月)の四半期連結損益計算書においては、会計処理及び手続の変更による影響額のうち第1 四半期に対応する額も特別損失に計上しているが、期首からの累計期間の四半期連結損益計算書においては年度の財務諸表における表示との整合性を勘案して、販売費及び一般管理費に振替えている。」について、(第2 四半期会計期間(3 か月)の四半期連結損益計算書においては)「特別損失」又は「販売費及び一般管理費」への計上を選択できることとして頂きたい。
- ・ 米国会計基準に基づき連絡財務諸表を作成・開示している企業については、四半期連結財務諸表の作成・開示についても、米国会計基準で行うことを認めて頂きたい。
本件については省令等で定められる事項かもしれないが、四半期報告書作成基準が貴会に委ねられている結果省令で作成基準を定めない可能性もあり、その場合は当基準にて対応頂きたい。
- ・ 本公開草案の概要、【参考1】四半期連結財務諸表イメージにおいて、「連結損益計算書」を(1)累計(2)3ヶ月情報の順に記載するのであれば、同じくイメージにおいて記されている「注記事項」「セグメント情報」「海外売上高」「1株当たり純損益情報」についても(1)累計が左に、(2)3ヶ月情報が右に位置する順に記載するのが自然と考える。
- ・ 会計基準(案)及び適用指針(案)において、四半期実務を考慮して至る個所に「重要性」又は「著しい場合」の判断が求められているが、財務諸表等規則に定められている開示基準のように(例えば特別損益項目の個別記載の規定(特別損益の10/100以下のものは一括表示が可能)といった類の指定)、可能な限り重要性を判断する基準・考え方を特に適用指針(案)には織り込んで作成をお願いしたい。

以 上